

決算審査特別委員会報告書

令和6年10月3日

決算審査特別委員長 伏守 勝義

1 付託議案名

- 認定第2号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和5年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 認定第6号 令和5年度嵐山町下水道事業会計決算認定について
- 議案第46号 令和5年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第47号 令和5年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 審査経過及び結果について

9月13日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定5件及び議案第46号、議案第47号について、10月1日に関係する執行部説明員出席のもとに審査し、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

認定第2号令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件では、保険税不納欠損内訳についての質疑に対し、第15条の7第4項該当が339万613円、前年度比63.1%増、第18条該当が117万3,400円、前年度比31.8%増との答弁でした。質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第3号令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件では、保険料均等割軽減世帯の所得状況についての質疑に対し、被保険者1人世帯で判定基準額が97万5,000円以上の所得の方は軽減されない。また、同じ世帯内の被保険者と世帯主の総所得額合計で判定しているため、軽減されない世帯の所得状況は多岐にわたり、非課税世帯の平均的な所得を求めることは適切ではないとの答弁でした。質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第4号令和5年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件では、認知症サポーター活動促進事業実績はとの質疑に対し、認知症サポーター養成講座を志賀2区自治会館、北部交流センター、玉ノ岡中学校、菅谷中学校の4か所で実施し、145人が受講したとの答弁でした。質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第5号令和5年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件では、管路更新率についての質疑に対し、令和5年度に完成し検査を受けた建設改良工事6件、管路

更新率 0.68%との答弁でした。質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第 6 号令和 5 年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件では、志賀 2 区の老朽管対策の状況についての質疑に対し、国土交通省の W-PPP 導入検討の進め方支援モデル都市の募集に応募し選定された。今後、国の支援を受けながら、導入に向けての準備・検討を行うとの答弁でした。質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、議案第 46 号令和 5 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査。質疑、討論はなく採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

最後に、議案第 47 号令和 5 年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査。質疑、討論はなく採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

以上、認定第 2 号令和 5 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件他 4 件、議案第 46 号ならびに議案第 47 号について、全て審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。